

「人権教育」には二つのアプローチがあります。「人権教育の手引」p17-18（岐阜県教育委員会）

- 「互いを尊重することができる意識や態度を育てよう」等といった人権一般の普遍的な立場からのアプローチ
- 「女性」「子ども」といった具体的な人権課題を通して学ぶ個別的な問題からのアプローチ

- 二つのアプローチがあいまって人権尊重についての理解が深まり、確かな人権感覚が身に付きます。
- それぞれの人権課題に関わる「認識力」「自己啓発力」「行動力」の具体化を図る上で重要なことです。

ここでは、様々な人権課題の中から、同和問題とハンセン病を取り上げた学校の実践事例を紹介いたします。



「同和問題」を取り上げた実践事例

〔单元例〕 中学校第3学年社会科(公民)「人権と共生社会」(全7時間) ※一部抜粋

時	ねらい	主な学習活動
3	○江戸時代の身分制と差別の関係を押さえ、同和問題が人間の尊厳に関わる差別問題であることを理解する。	・これまでの学習を振り返り、江戸時代の身分制や明治、大正時代における差別解消に向けた取組など、同和問題に関する歴史的経緯を調べる。 ・読み物資料「お父さん、くやしいよ」(出典「高校生の部落問題」)を読み、いわれなき差別に苦しんだ主人公について自分の考えをノートに書く。
4	○主人公が結婚差別に悩み、苦しんだことについて話し合い、差別の解消に向けて自分にできることを考え、まとめる。	・資料「お父さん、くやしいよ」の感想を交流する。 ・主人公の苦しみを共感的に理解できるよう、事実関係を確かめながら自分の考えを深める。 ・世間体を気にするなど、誰にでも心の弱さがあることやこれを乗り越え、一人一人を大切にすることが差別の解消につながることを取り上げ、人権尊重についての考えを深める。

(美濃市立昭和中学校の実践から)

「ハンセン病」を取り上げた実践事例

〔单元例〕 中学校 第1学年 総合的な学習の時間「いしずえ学習」(全6時間)

時	ねらい	主な学習活動
1 2	○映像視聴や意見交流を通して、元患者の思いにふれる。	・VTR視聴の後、元患者の思いや願いについて、グループや学級全体で話し合い、差別や偏見についての考えをもつ。
3	○資料を読み取り、ハンセン病に関する理解を深める。	・ハンセン病の歴史や療養所、問題の解決に向けた取組などについて調べ、分かったことをまとめる。
4 5	○資料をもとに、差別や偏見についての考えを深める。	・ハンセン病元患者の宿泊拒否問題を提示し、事実を確かめるとともに、人々の差別意識・偏見について話し合う。
6	○元患者からの講話を聞き、差別や偏見をなくすために必要なことを考える。	・差別がなくなる理由について話し合い、誰もがもつ心の弱さについて受け止める。 ・差別解消に向けた人々の努力や苦勞に触れ、よりよく生きることへの考えを深める。

(養老町立高田中学校の実践から)

〔指導上配慮すること〕

- ◇地域の実情や児童生徒の発達の段階などを踏まえる。
- ◇より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を設定する。
- ◇当該教科等の目標やねらいを踏まえる。
- ◇一人一人がその人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるよう指導する。
- ◇教師の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出す場合があることを認識する。
- ◇教師自身が、当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解する。
- ◇当事者への理解を深める。

人権課題の現状について、理解を深めることが大切です。



〔授業例〕 高等学校 第1学年 ホームルーム活動「人権学習」(1/1時間)

過	主な学習活動	指導上の留意点
導入	(1)「汚染一揆」をもとにした教員による創作劇を鑑賞する。	<ul style="list-style-type: none"> ・服装等の強制による差別をテーマとした創作劇を鑑賞する。その際、不合理な言動などに着目するよう促す。 ・グループ交流では、劇中で差別を受けていた人の思いを多様に出し合い、苦しみや悲しみを共感的に理解できるようにする。互いの意見を模造紙に書き込むことで、一人一人の考えを共有できるようにする。 ○自分が偏見や差別に基づく言動をしていないか振り返る。(自己啓発力) ・差別解消に向けて努力してきた人たちを紹介し、これからの自分に必要な見方や言動について考える。
展開	(2) グループで感想を交流し、問題点について考える。	
展開	(3) 身の周りにおける偏見や差別について話し合い、自らの言動や思いを振り返る。	
終末	(4) 自分にできることを考え、これからの生き方についてまとめる。	

(岐阜県立郡上北高等学校の実践から)

〔授業例〕 小学校第6学年社会科「わたしたちのくらしと日本国憲法」(2/6時間)

過	主な学習活動	指導上の留意点
導入	(1) ハンセン病元患者の写真から気付いたことなどを話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・資料「ハンセン病の歴史と患者の苦しみ」を提示する。その際、年表を使うなどして、これまでの学習との結び付きを確かめるとともに、時代の中で捉えることができるようにする。 ・歴史的経緯によりハンセン病に対する偏見や差別が生じたこと、「らい予防法」による隔離政策により正しい認識が得られなかったことを理解できるようにする。 ○ハンセン病は感染力が弱いことや薬によって完治できることを理解する。(認識力) ・ハンセン病の歴史や事実を正しく理解した上で、回復者や家族の思いや願いに目を向けるようにする。
展開	(2) 資料から調べ、考え、分かったことを交流する。	
終末	(3) 元国立療養所に勤務していた人の話から学習のまとめをする。	

(「人権同和教育指導資料」43から)